

～協会けんぽ KANAGAWA～

# 健康保険 だより

令和5年  
6月号

今月号のトピックス

TOPIC  
01

被保険者(ご本人)様の健診が  
さらに受診しやすくなりました!

TOPIC  
02

健診を受けた後の行動こそが大切です!

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさままで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

## 被保険者(ご本人)様の健診がさらに受診しやすくなりました!

協会けんぽでは、被保険者(ご本人)様の生活習慣病の予防および健康の保持・増進のため、**健診費用の約7割を補助する「生活習慣病予防健診」**を実施しています。

対象の方は年度内1回に限り、協会けんぽより健診費用の補助が受けられます。

今年度からさらにおトクに受診できるようになりましたので、ぜひご利用ください。

### 生活習慣病予防健診

対象者 ▶ 35歳から74歳までの被保険者(ご本人)様

自己負担額 ▶

変更前

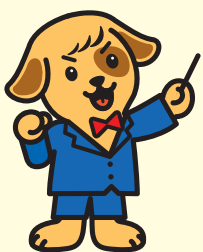
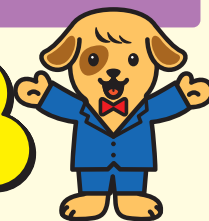
最高  
7,169円

令和5年  
4月から

変更後

最高  
5,282円

約1,900円  
おトクに!



協会けんぽの  
生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査

胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査

便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん

肺 胃 大腸

子宮 乳房

までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

ご案内 ▶

3月下旬に事業所様へ「生活習慣病予防健診のご案内」(緑色の封筒)をお送りしております。受診方法等の詳細はお送りしているご案内、または右の二次元コードから協会けんぽ神奈川支部のホームページをご覧ください。



協会けんぽでは、**令和5年1月**から各種申請書(届出書)の様式を変更しております。変更前の申請書(届出書)で申請された場合、事務処理等に時間がかかる場合がありますので、新様式のご使用をお願いします。新様式の申請書(届出書)は協会けんぽのホームページよりダウンロードできます。なお、協会けんぽ神奈川支部へ郵送をご依頼いただくことも入手できます。

裏面もご覧ください

全国健康保険協会 神奈川支部  
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいブランドセントラルタワー9階  
TEL:045-270-8431(代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより  
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



# 健診を受けた後の行動こそが大切です！

健診を受けて終わりにしていませんか？健診はご自身の健康状態を知る第一歩です。

## 健診結果を必ず確認しましょう

### 健診結果

#### 異常なし

引き続き健康に留意し、毎年健診を受診しましょう！



#### 生活習慣の改善が必要 特定保健指導を利用しましょう！

##### 特定保健指導とは？

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士がサポートします。

※協会けんぽの特定保健指導は、**無料**で受けることができます。

#### 「要治療」「要精密検査」のときは…

##### 医療機関に早期受診を！

健診で「要治療」「要精密検査」の結果が出たら、自分自身の身体の状態を見直す大きなターニングポイントです。

**早期に医療機関を受診することで重大な病気のリスクを下げられます。**



### 特定保健指導の案内を受けた方は… 特定保健指導（健康サポート）を利用しましょう



メタボリックシンドロームのリスクを放っておくと、心臓病や脳梗塞など命に関わる深刻な病気を招く恐れがあり大変危険です。

### 特定保健指導はどうやって受けられる？

#### 受診した健診機関で受ける

- ・対面またはWebで受けられます。
- ・特定保健指導を実施していない健診機関で受診した場合には、協会けんぽから事業所経由でご案内します。

#### 協会けんぽからの案内で受ける

- ・対面またはWebで受けられます。
- ・協会けんぽが委託する事業者から案内がある場合もあります。

### 「要治療」「要精密検査」の方で医療機関を受診していない方へご案内をお送りしています

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL（悪玉）コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をおススメするご案内をお送りしております。

※協会けんぽが委託する事業者から案内がある場合もあります。



### 協会けんぽの制度、取組み等について動画を作成しました！ぜひご覧ください！

#### 協会けんぽとは？

- ・協会けんぽの概要
- ・医療費適正化の取組み
- ・保険料率の仕組み等



#### 健康づくりとは？

- ・健診費用の補助
- ・健診受診後の重要性
- ・事業所へのサポート等



#### 給付金等について

- ・各種給付金
- ・マイナンバーカードの保険証利用等

